別表二十付表四　記載要領

1　この表は、内国法人が法第82条の２第１項（国際最低課税額）の規定の適用を受ける場合において、同項各号に掲げる構成会社等又は共同支配会社等に係る同項に規定する会社等別国際最低課税額（次に掲げる金額に係る部分に限る。）があるときに記載すること。

⑴　令第155条の36第１項第１号ロ、第２号ロ及び第３号ロ（会社等別国際最低課税額の計算）並びに法第82条の２第２項第４号ハ、第５号ロ及び第６号ロに掲げる金額

⑵　令第155条の36第１項第７号ロ、第８号ロ及び第９号ロ並びに法第82条の２第４項第４号ハ、第５号ロ及び第６号ロに掲げる金額

2　「帰属割合　⑼」の欄は、構成会社等が法第82条の２第１項第２号イに掲げる恒久的施設等に該当する場合には、「100」と記載すること。

3　「⑽のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額　⑾」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載すること。

⑴　構成会社等が法第82条の２第１項第１号ロに掲げる構成会社等に該当する場合　「$\frac{(6)-(7)}{(\text{マイナスの場合は}0)}$　⑻」の金額に令第155条の37第３項第２号（帰属割合の計算等）に定める割合を乗じて計算した金額

⑵　構成会社等が法第82条の２第１項第２号ハ又はニに掲げる恒久的施設等に該当する場合　「$\frac{(6)-(7)}{(\text{マイナスの場合は}0)}$　⑻」の金額に令第155条の37第５項又は第６項に規定する割合を乗じて計算した金額

⑶　共同支配会社等が法第82条の２第１項第３号ロに掲げる共同支配会社等に該当する場合　「$\frac{(6)-(7)}{(\text{マイナスの場合は}0)}$　⑻」の金額に令第155条の37第９項において準用する同条第３項第２号に定める割合を乗じて計算した金額

⑷　共同支配会社等が法第82条の２第１項第４号ロに掲げる恒久的施設等に該当する場合　「$\frac{(6)-(7)}{(\text{マイナスの場合は}0)}$　⑻」の金額に令第155条の37第11項において準用する同条第６項に規定する割合を乗じて計算した金額

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　別表十⑷の記載要領第三号の改正規定　令和六年十月一日

二　別表六⑹の記載要領第一号⑴の改正規定（「第６項まで」を「第８項まで、第10項若しくは第11項」に改める部分に限る。）、別表六⑺の記載要領第一号に次のように加える改正規定（⑶に係る部分に限る。）、同第三号の改正規定（「租税特別措置法」の次に「第42条の12の７第18項又は」を加える部分に限る。）、同第四号の改正規定（「租税特別措置法施行令」の次に「第27条の12の７第12項第１号（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）又は」を加える部分に限る。）、別表六㈡十七を別表六㈡十五とし、同表の次に二表を加える改正規定（別表六㈡十七に係る部分に限る。）及び別表十二㈡の改正規定並びに附則第四項の規定　新たな事業の創出及び産業くの投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

2　改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）第三十八条の四十六第二項の規定は、内国法人の令和六年四月一日以後に開始する対象会計年度の国際最低課税額（法人税法第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額をいう。以下同じ。）に対する法人税について適用する。